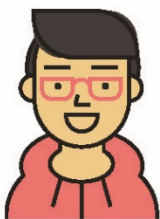


長久手市

多文化共生推進プラン



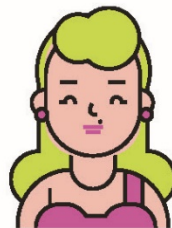
こんにちは



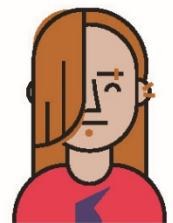
안녕하세요



你好



Magandang araw



안녕하세요



Magandang araw



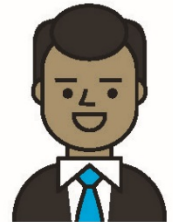
你好



안녕하세요



xin chào



សួស្តី



안녕하세요



नमस्कार



xin chào



你好



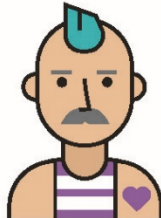
नमस्कार



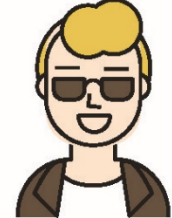
សួស្តី



Ciao



नमस्कार



Hello



Bonjour

2021 (令和3) 年2月

長久手市

はじめに

長久手市では、1992年にベルギー王国ワテルロー市と姉妹都市提携を結び、2005年には愛・地球博の開催地として、さまざまな国々の人をお迎えするなど、これまで国際交流を中心に取組を行ってきました。

近年は、本市に住む外国人が年々増え、国籍も中国、フィリピン、ベトナムなどアジア圏の国籍者が増加するなど、多国籍化が進んでいます。

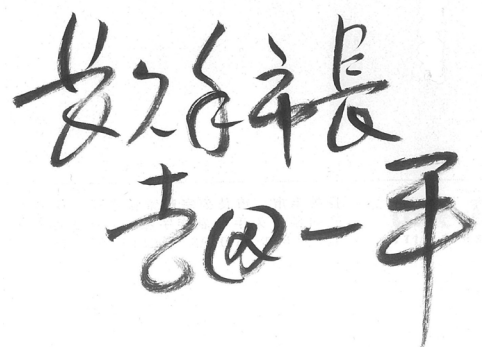
こうした中、本市は2019年に、目指すべき10年後の姿やそれを実現するための施策を示した、長久手市総合計画「ながくて未来図」を策定しました。この中で、まちの将来像に「共生」を掲げ、いろいろな人たちが相談し合い、一緒に考え、一緒にやっていくことが必要だと示しています。そのためには、ごちゃまぜ、ゆっくり、大らかという価値観が重要です。

「多文化共生」でも、日本人と外国人がお互いの文化や習慣を知り、理解し合うことが大切です。また、日本人が外国人を支援するだけでなく、外国人から学ぶことも多くあります。そうした、日本人・外国人双方が活躍できるまちづくりを目指していきたいと思っています。

今回のプランでは、外国人市民の増加に伴い、ニーズが高まってきている日本語教育の充実及び強化に加え、多文化理解と多文化交流の促進といった日本人・外国人双方の理解や活躍の場の提供を中心とした施策が盛り込まれています。今後は、医療、福祉、防災などについても考え、プランの改定を進める度に内容を充実していく予定です。

最後になりましたが、「長久手市多文化共生推進プラン」の策定にあたり、ご協力いただきました関係者のみなさまをはじめ、貴重なご意見をいただきました市民のみなさまにお礼を申し上げ、あいさついたします。

2021年2月



長瀬 尚久
吉田 一平

目 次

第1章	プラン策定の背景と経緯	1
1	多文化共生推進プランの基本的な考え方	1
1-1	長久手市多文化共生推進プラン策定の背景	1
1-2	関連する各種計画	2
2	長久手市の現状	3
2-1	外国人市民の現状	3
2-2	外国人の子どもについて	6
2-3	アンケート調査からみえる課題	7
3	プラン策定の流れ	9
3-1	プラン策定のための取組	9
3-2	策定期間	12
第2章	プランの内容	13
1	多文化共生の基本理念	13
2	基本方針とプランの体系、施策計画の考え方	14
2-1	基本方針とプランの体系	14
2-2	施策計画の考え方	14
3	現状の課題と施策	15
3-1	基本目標1 地域での日本語教育の体制づくり	15
3-2	基本目標2 外国人児童生徒への日本語および学習支援	17
3-3	基本目標3 日本語学習内容の充実	19
3-4	基本目標4 外国人市民への日常生活サポート	20
3-5	基本目標5 多文化理解と多文化交流の促進	22
第3章	計画の位置づけ	23
1	行政計画との関連	23
2	計画期間	23
第4章	資料編	24
1	長久手市多文化共生に関するアンケート調査結果（概要）	24
2	関係機関一覧	33
3	長久手市多文化共生推進プラン策定委員会委員名簿	34
4	長久手市多文化共生推進プラン策定委員会設置要綱	35

第1章 プラン策定の背景・経緯

1 多文化共生推進プランの基本的な考え方

1-1 長久手市多文化共生推進プラン策定の背景

日本における在留外国人は、1990（平成2）年の「出入国管理及び難民認定法（入管法）」の改正以降、日系ブラジル人を中心に増加し、現在ではグローバル化による人の国際移動と外国人の定住化により日本で生活する外国人数は毎年増加しています。2020（令和2）年6月末現在ではおよそ288万人の外国人が滞在しており、そのうち約9.6%にあたる27.6万人が愛知県に在住しています。

在留外国人が増えるなかで国の政策も変化しており、2019（令和元）年に「日本語教育の推進に関する法律」が施行され、2020（令和2）年には総務省の「地域における多文化共生推進プラン」が改定されるなど、急増する定住外国人に対応するための取組が整備されています。

また、2020（令和2）年7月には、文部科学省から「外国人の子供の就学促進及び就学状況の把握等に関する指針」が示され、外国人の子どもに対する就学促進の取組が地方公共団体に求められています。

長久手市では、外国人市民数は2016（平成28）年以降毎年増加し、2020（令和2）年4月1日現在1,159人が生活しています。またアジア圏の国籍の市民が増加することにより、外国人市民の国籍は多様化する傾向にあり、生活上のさまざまな課題に対応するニーズが顕在化しています。特に、日本語でのコミュニケーションについては、生活上のさまざまな場面で自分の思いや考えをうまく伝えられない、学校で外国人の子どもと保護者が教員とコミュニケーションが取れないなど大きな課題となっています。これらに対応することは、将来的な共生社会の環境づくりに寄与し、日本人と外国人がお互いに交流しあい活躍するまちづくりに重要です。

昨今では、新型コロナウイルスの感染拡大により、外国人市民と支援者を取り巻く環境が大きく変化しました。長久手市においても、外国人市民に対する情報提供や、直接の支援が届きにくい状況となっているため、非常時における切れ目のない支援のあり方が課題となっています。

このような状況を踏まえ、本市では日本人と外国人が共に活躍できる地域づくりを目標とし、生活に必要な日本語能力を身につけられるように日本語教育を中心とした多文化共生推進プランを策定することとしました。

1-2 関連する各種計画

◆地域における多文化共生推進プラン〔総務省〕

2006（平成18）年に策定された地域における外国人市民との共生施策を示したプラン。その後、外国人住民の増加や「特定技能」の創設など、社会情勢が大きく変化したことにもない、2020（令和2）年9月に改訂。

◆日本語教育の推進に関する法律〔文部科学省文化庁〕

2019（令和元）年に施行され、外国人に対する日本語教育について初めて言及した法律。

◆外国人の子供の就学促進及び就学状況の把握等に関する指針〔文部科学省〕

2020（令和2）年に発出された、日本に居住する外国人の子どもへの就学促進について、地方公共団体が講ずべき内容を取りまとめた指針。指針では、教育委員会が関係する行政機関やNPO等の団体と連携し、就学状況把握の実施や、就学促進の取組を推進することなどが示されている。

◇あいち多文化共生推進プラン2022〔愛知県〕

2018（平成30）年に策定された愛知県の第3次プラン。基本目標を「多文化共生社会の形成による豊かで活力ある地域づくり」とし、ライフサイクルに応じた継続的な支援、互いに支え合う共生関係づくり、外国人県民とともに暮らす地域への支援を施策目標として掲げている。

■第6次長久手市総合計画（ながくて未来図）

2019（令和元）年に策定され、長久手市が目指す10年後の姿やそれを実現するための施策を示したまちづくりの最上位計画。その中で、「誰もが活躍できる地域づくり」の一環として、外国人市民が地域の一員として活躍することができる、多文化共生の地域づくりを推進していくことが示されている。

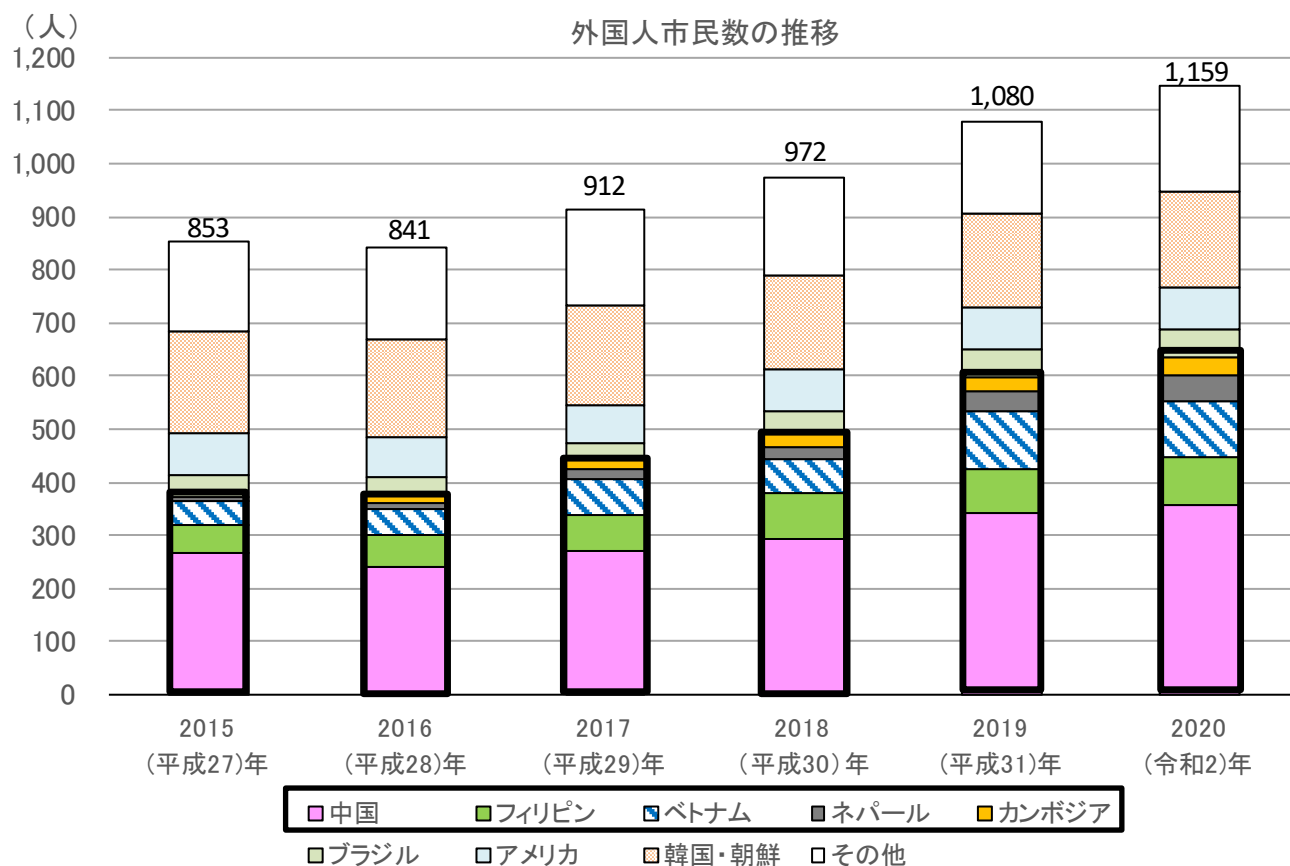
2 長久手市の現状

2-1 外国人市民の現状

(1) 外国人市民数の推移

2020（令和2）年4月1日現在、長久手市には59,449人の人々が生活し、そのうち、外国人市民数は1,159人で全体の約2%となっています。

国籍別では、以前は中国、韓国・朝鮮、アメリカの割合が多くありましたが、近年、フィリピン、ベトナム、ネパール、カンボジアといったアジア圏の国籍が増加しています。



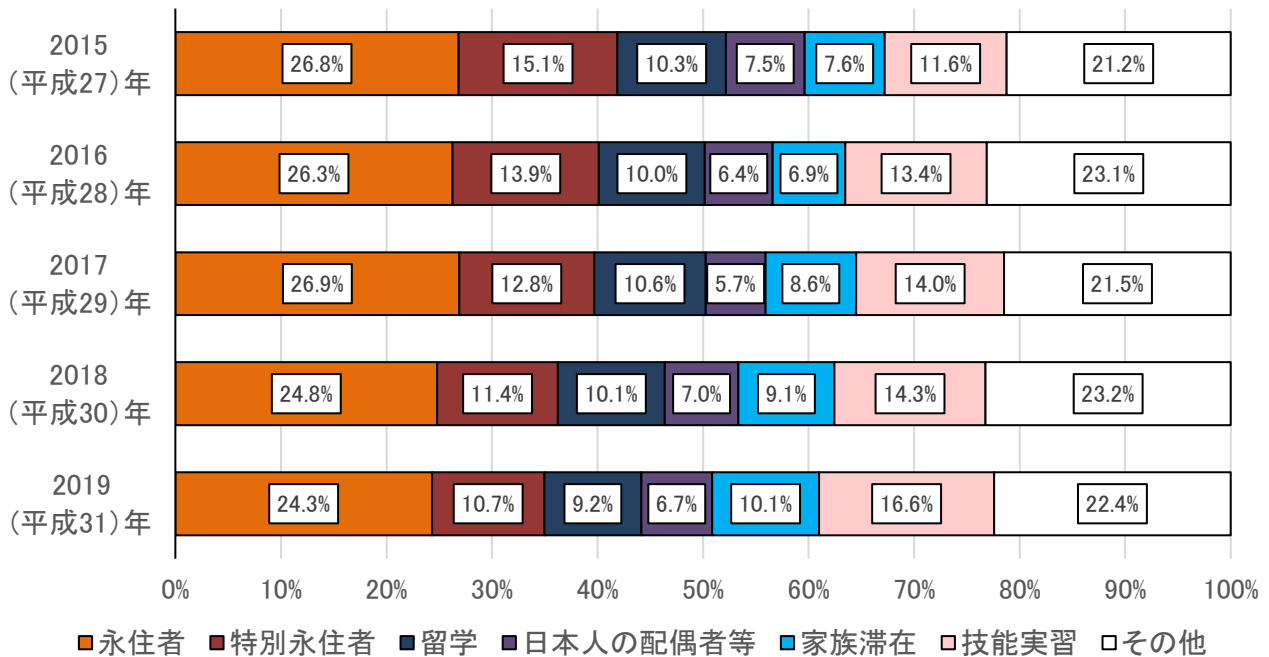
(住民基本台帳より作成 各年4月1日現在)

(2) 在留資格別外国人市民数

在留資格別でみると、以前は、永住者、特別永住者、技能実習、留学の順で割合が多くなっていましたが、近年は、永住者や特別永住者、留学の割合が減り、技能実習、家族滞在の割合が増えてきています。

近年割合が増えた技能実習、家族滞在の在留資格を国籍別で見ると、技能実習では中国・ベトナム・カンボジア、家族滞在では中国・ベトナム・ネパールなど2つの在留資格ともアジア圏の国籍が多いことが特徴です。

在留資格別外国人市民数の割合



(住民基本台帳より作成 各年1月1日現在)

長久手市の技能実習・家族滞在の国別人数

	中国	ベトナム	カンボジア	ネパール	韓国・朝鮮	フィリピン	アメリカ	ブラジル	その他	合計
技能実習	86	47	32	-	-	15	-	-	13	193
家族滞在	41	16	-	21	17	-	12	3	8	118
各国合計	127	63	32	21	17	15	12	3	21	

(住民基本台帳より作成 2020年1月1日現在)

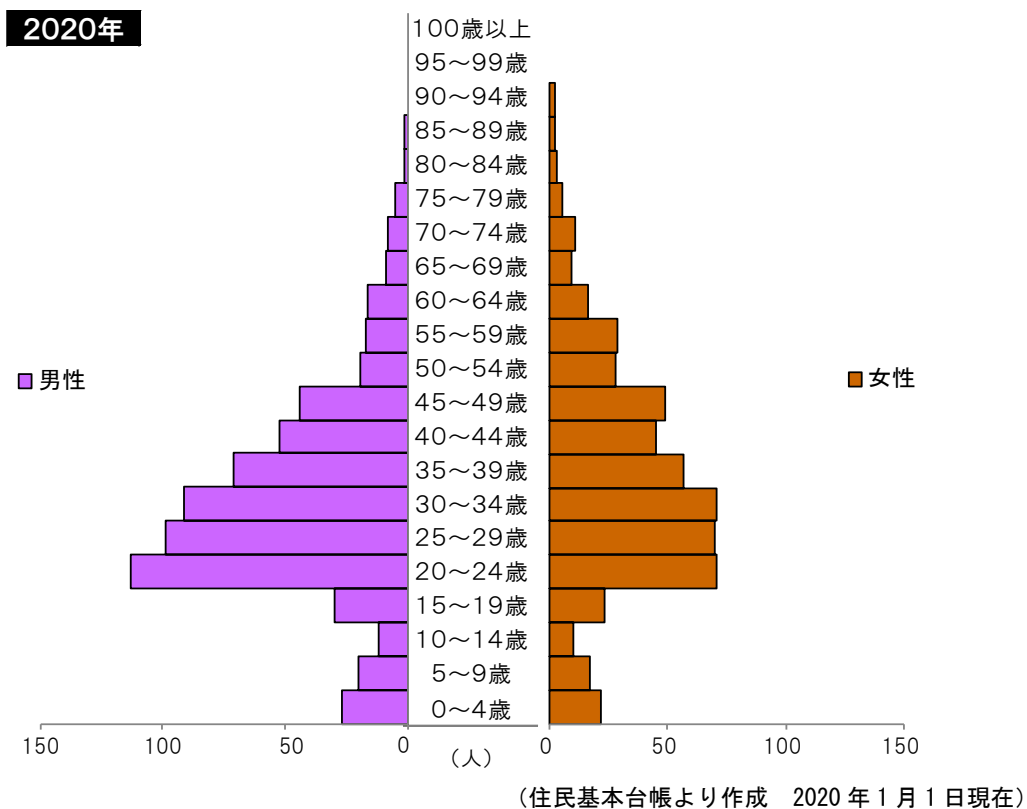
- 永住者：原則として在留活動や在留期間に制限がない。資格取得には、原則として10年以上日本に在留していることが必要。
- 特別永住者：戦前から日本に住み、サンフランシスコ講和条約により日本国籍を離脱した後も日本に在留している台湾、朝鮮半島出身者とその子孫に認められている永住資格。
- 技能実習：特定の業種で働くことができる在留資格。在留期間は最長5年。2019(平成31)年4月に創設した「特定技能」に移行することができ、条件を満たせば最長10年まで日本に在留することができる。
- 家族滞在：「技能」「研究」「留学」などの在留資格により滞在している外国人の配偶者や子どもに認められる在留資格。在留期間は最長5年。

(3) 外国人市民の人口ピラミッド

長久手市は、2015（平成 27）年の国勢調査結果から、市民の平均年齢が最も低い、「日本一若いまち」として知られていますが、外国人市民でもその状況が伺えます。

20代が最も多く、次いで30代、40代が続きます。また、男女問わず、20代から40代の人口が多いのが特徴です。

外国人市民の年齢別人口ピラミッド

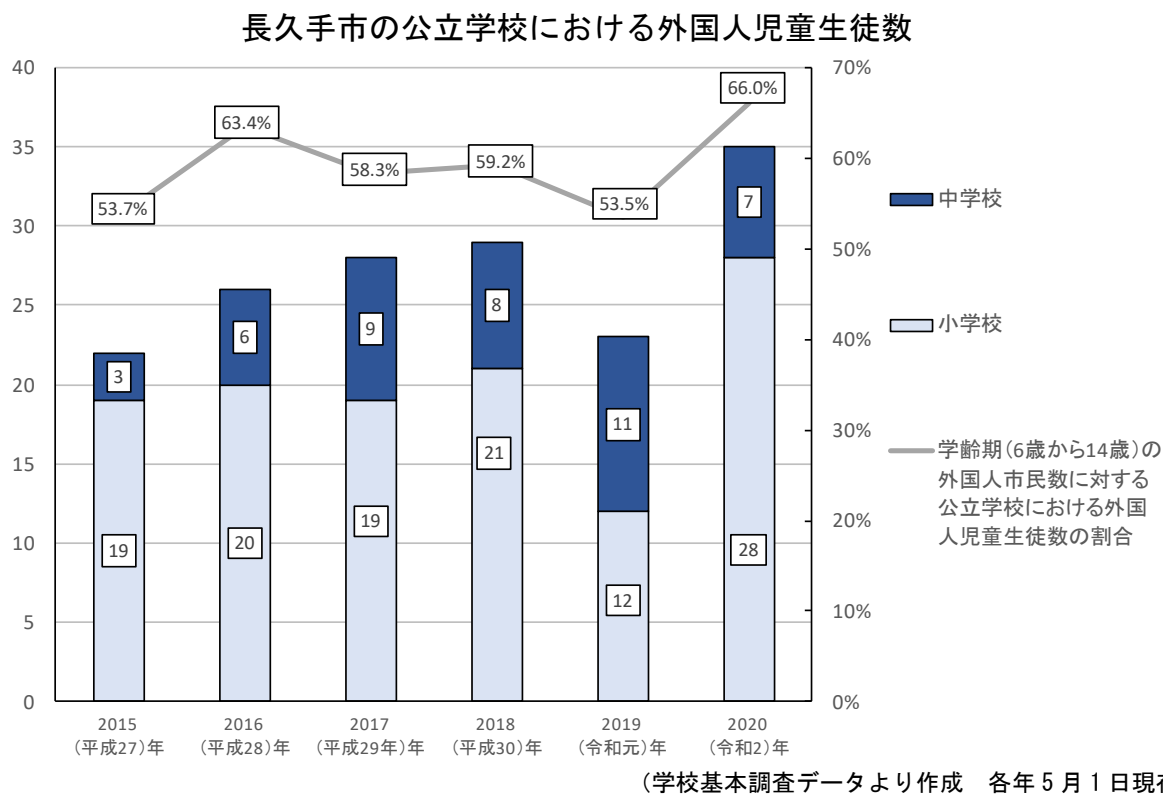


2-2 外国人の子どもについて

(1) 外国人児童生徒数

長久手市の公立学校における外国人児童生徒数は、外国人市民数の増加に伴って、2018（平成30）年度まで緩やかに増加しています。2019（令和元）年度は減少しましたが、翌年度は小学生の外国人児童数が増えたことにより、再び増加に転じています。

また、人口ピラミッドのグラフをみると、0歳から4歳までの子どもの数が多いため、今後小学校に入学する外国人児童生徒が増加する可能性が高いことが予測されます。



(2) 日本語指導が必要な外国人児童生徒数

日本語指導が必要な児童生徒とは、「日本語で日常会話が十分にできない児童生徒」及び「日常会話ができて、学年相当の学習言語が不足し、学習活動への参加に支障が生じている児童生徒」のことです。

長久手市においては、外国人児童生徒数の増加に伴い増えており、2018（平成30）年度以降は外国人児童生徒全体に占める割合も1割以上となっています。

なお、日本語指導が必要な児童生徒の中には、日本で出生したため日本国籍ではあるものの、国際結婚などで日本語を母語としていない親のもとで育つ児童生徒もいるため、外国籍だけでなく、日本国籍の中にも日本語指導が必要な児童生徒がいることがわかっています。

年度	2014年度	2016年度	2018年度	2020年度
児童生徒数	1	2	7	5
全体に占める割合	7.6%	7.6%	24.1%	14.2%

(学校基本調査および教育委員会データより作成 各年5月1日現在)

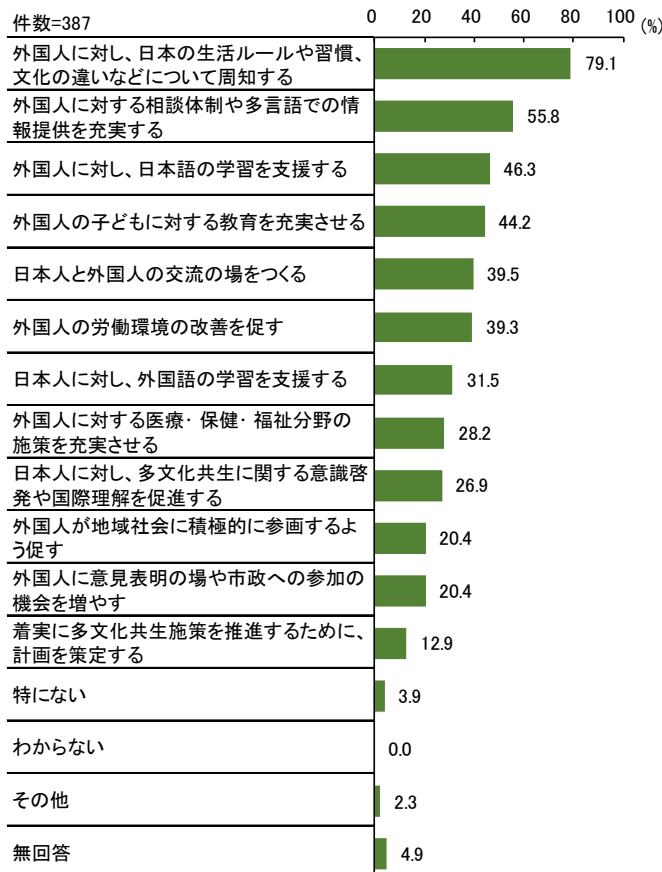
2-3 アンケート調査からみえる課題

※アンケート調査の詳細は、第4章の資料編を参照。

(1) 外国人と安心して暮らす社会のために力を入れるべき取組

(日本人向けアンケート調査より)

質問：日本人と外国人がともに安心して暮らせる社会にするため、あなたはどのような取組に力を入れるべきだと思いますか？



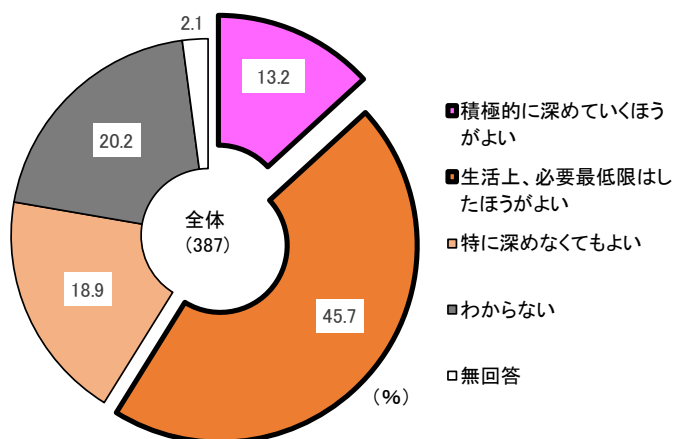
日本人と外国人が安心して暮らせるために力を入れるべき取組は、「外国人に対し、日本の生活ルールや習慣、文化の違いなどについて周知する」が79.1%で最も高くなっています。

次いで「外国人に対する相談体制や多言語での情報提供を充実する」が55.8%、「外国人に対し、日本語の学習を支援する」が46.3%、「外国人の子どもに対する教育を充実させる」が44.2%となっています。

外国人市民に対して、生活ルールや習慣を周知すること、また日本語学習の支援が必要だと感じている日本人市民が多いことがわかります。

(2) 外国人との関わりについて (日本人向けアンケート調査より)

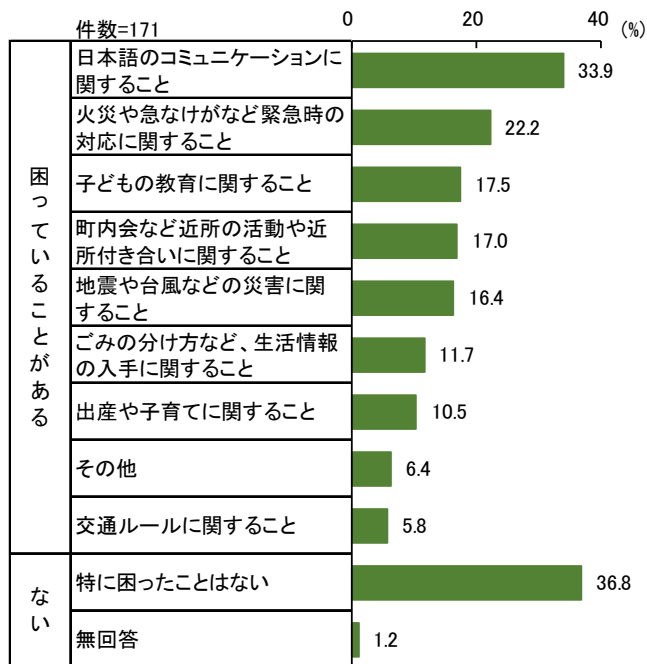
質問：お住まいの地域で、外国人との関わりは深めるべきだと思いますか？



「積極的に深めていくほうがよい」が13.2%、「生活上、必要最低限はしたほうがよい」が45.7%となっており、関わりを深めるべきという回答が多くなっています。地域で生活する上で、外国人市民との関わりは必要だと考える日本人市民が多いことがわかります。

(3) 外国人市民が不安に感じる事(外国人向けアンケート調査より)

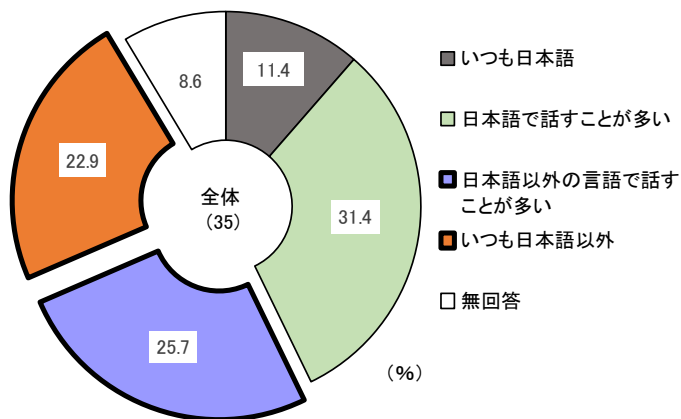
質問：あなたが不安に感じていること、困っていることはありますか？



不安に感じていること、困っていることは、「日本語のコミュニケーションに関する事」が 33.9%で最も高く、次いで「火災や急なけがなど緊急時の対応に関する事」が 22.2%、「子どもの教育に関する事」が 17.5%、「町内会など近所の活動や近所付き合いに関する事」が 17.0%、「地震や台風などの災害に関する事」が 16.4%となっています。

(4) 外国人の子どもに話すときの言語(外国人向けアンケート調査より)

質問：0歳から5歳までの子どもがいる人は教えてください。あなたは子どもに何語で話しますか？



0歳から5歳の子どもに話すときの言語は、『日本語』(「いつも日本語」と「日本語で話すことが多い」の計)が 42.8%、『日本語以外』(「日本語以外の言葉で話すことが多い」と「いつも日本語以外」の計)が 48.6%となっています。

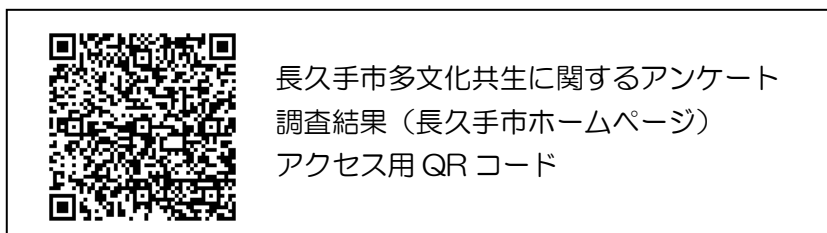
これから、日本で教育を受ける可能性のある子どもたちの5割近くが、日本語以外の言語で日常生活を送っていることがわかります。

3 プラン策定の流れ

3-1 プラン策定のための取組

(1) アンケート調査の実施

「長久手市多文化共生に関するアンケート調査」は、日本人・外国人市民の意識、日常生活での困りごと、国際交流、多文化共生の実態を把握し本計画策定の基礎資料を得ることを目的に実施しました。結果は「多文化共生に関するアンケート調査 調査結果報告書」として、市のホームページにて公開しています（調査結果概要は、第4章資料編を参照）。



【長久手市多文化共生に関するアンケート調査 実施概要】

調査対象者：長久手市内にお住まいの18歳以上の日本人市民1,000人（無作為抽出）および18歳以上の全外国人市民

調査方法：郵送配布・郵送回収、Web回答

調査期間：2019（令和元）年12月13日～2020（令和2）年1月6日

回収結果

配布数	有効回答数	有効回答率
日本人市民 998件	387件（内Web回答59件）	38.8%
外国人市民 1,004件	171件（内Web回答53件）	17.0%

（注）宛先不明で戻ってきた人（日本人市民2人、外国人市民22人）は配布数から除いています。

(2) 策定委員会

2020（令和2）年度に3回実施し、本プランの策定を進めました。

委員は学識経験者、行政関係者、日本語学習支援者、公募委員などから構成されており、さまざまな立場から意見交換を行いました。

(3) タウンミーティング（ワークショップ）

市民の意見を取り入れたプランにするため、愛知県との共催で「あいちタウンミーティング2020 inながくて」を2020（令和2）年10月10日（土）に開催しました。タウンミーティングでは「地域および学校における日本語教育」について、前半は愛知県の取組や長久手市の外国人市民の現状および多文化共生推進プラン策定について説明し、東京外国語大学准教授小島祥美氏から「地域および学校における日本語教育について」をテーマに、外国籍の子どもが抱える課題や、先進地の事例、コロナ禍の中での支援活動について講演いただきました。

後半のワークショップでは基調講演で取り上げられた課題別に参加者がグループに分かれて、今感じている課題とその解決方法について、話し合いました。

<参加者の主な意見>

課題・主な意見	反映した施策*1
<p>課題1 「日本語教室での学習者への対応」</p> <ul style="list-style-type: none"> • 継続的に教室に参加する学習者が少ない。 • 学習者の興味や知りたいこと、学ぶ目的を把握し、ニーズに対応したり、楽しいと思える教室づくりを考える。 • ボランティアと学習者、双方の文化を学ぶ時間を設ける。 	<p>基本目標 1① 基本目標 3①②③ 基本目標 5①②</p>
<p>課題2 「学校での外国にルーツがある子どもやその保護者への支援」</p> <ul style="list-style-type: none"> • 子どもに対して、学習への意欲が下がらないような学習支援の方法を検討する。 • 保護者が学校のシステムや、学校からのお便り、連絡帳の内容を理解していないこともあるため、保護者へのサポートも必要。 • 日本語学習のカリキュラムがない。 • 学校、教育委員会、市役所と連携して、支援にあたる必要がある。 	<p>基本目標 2①②</p>
<p>課題3 「地域と外国人とのつながりづくり」</p> <ul style="list-style-type: none"> • 地域と交流する機会が少ない。 • やさしい日本語を使って、コミュニケーションや情報提供を行う。 • 外国人が情報を得られやすい、情報提供の方法を考える。 • 外国人市民が参加しやすく、地域の人とつながれるような場を設ける。 • 外国人市民の活躍の場を作る。(例：語学講座などの講師になって活躍してもらう。) • 外国人が困りごとを気軽に相談できる場所が必要。 	<p>基本目標 1① 基本目標 4①② 基本目標 5①②</p>
<p>課題4 「外国人やその子どもを支援する人へのサポート」</p> <ul style="list-style-type: none"> • 支援者側の活動拠点や、活動資金、人材確保が困難。 • 支援者が必要な知識やスキル向上のための機会を提供する。 • 現状あるものの活用や、行政、団体、市民の役割を明確にすると、支援者が動きやすい。 	<p>基本目標 1① 基本目標 2③ 各施策の主体</p>

*1 「反映した施策」は、P14の基本目標および施策番号から引用しています。



講師の小島祥美氏



基調講演の様子



ワークショップの様子



ワークショップの様子

(4) パブリックコメント

2020（令和2）年12月15日から2021（令和3）年1月14日まで、長久手市多文化共生推進プラン（案）に対する意見を募集したところ、3人から5件の意見が提出されました。

3-2 策定期間

本計画の策定は、2019（令和元）年12月に実施した市民アンケート調査から始まり、2020（令和2）年度には、策定委員会、タウンミーティング（ワークショップ）およびパブリックコメントを行い、プランの内容を検討し、策定しました。

	2019(令和元)年 12月	2020(令和2)年 1月	2020(令和2)年 7月	8月	9月	10月	11月	12月	2021(令和3)年 1月
アンケート調査	←→								
策定委員会			● 第1回		● 第2回		● 第3回		
タウンミーティング (ワークショップ)						●			
パブリックコメント								←→	
プラン完成									★

第2章 プランの内容

1 多文化共生の基本理念

愛知県の「あいち多文化共生推進プラン2022」では、多文化共生社会について「国籍や民族などのちがいにかかわらず、すべての県民が互いの文化的背景や考え方などを理解し、ともに安心して暮らし活躍できる地域社会」と定義を示しています。

長久手市における多文化共生の推進は、多様な国籍の市民とともに、安心して生活できるまちづくりにとって重要です。そのためには、日本人と外国人とのコミュニケーションによる相互理解や、多様な市民が活躍できる場所が必要です。

そこで、長久手市では、「日本人と外国人がともに理解しあい、地域の一員として活躍するまち 長久手」を基本理念とし、多文化共生を推進していきます。

基本理念

「日本人と外国人がともに理解しあい、

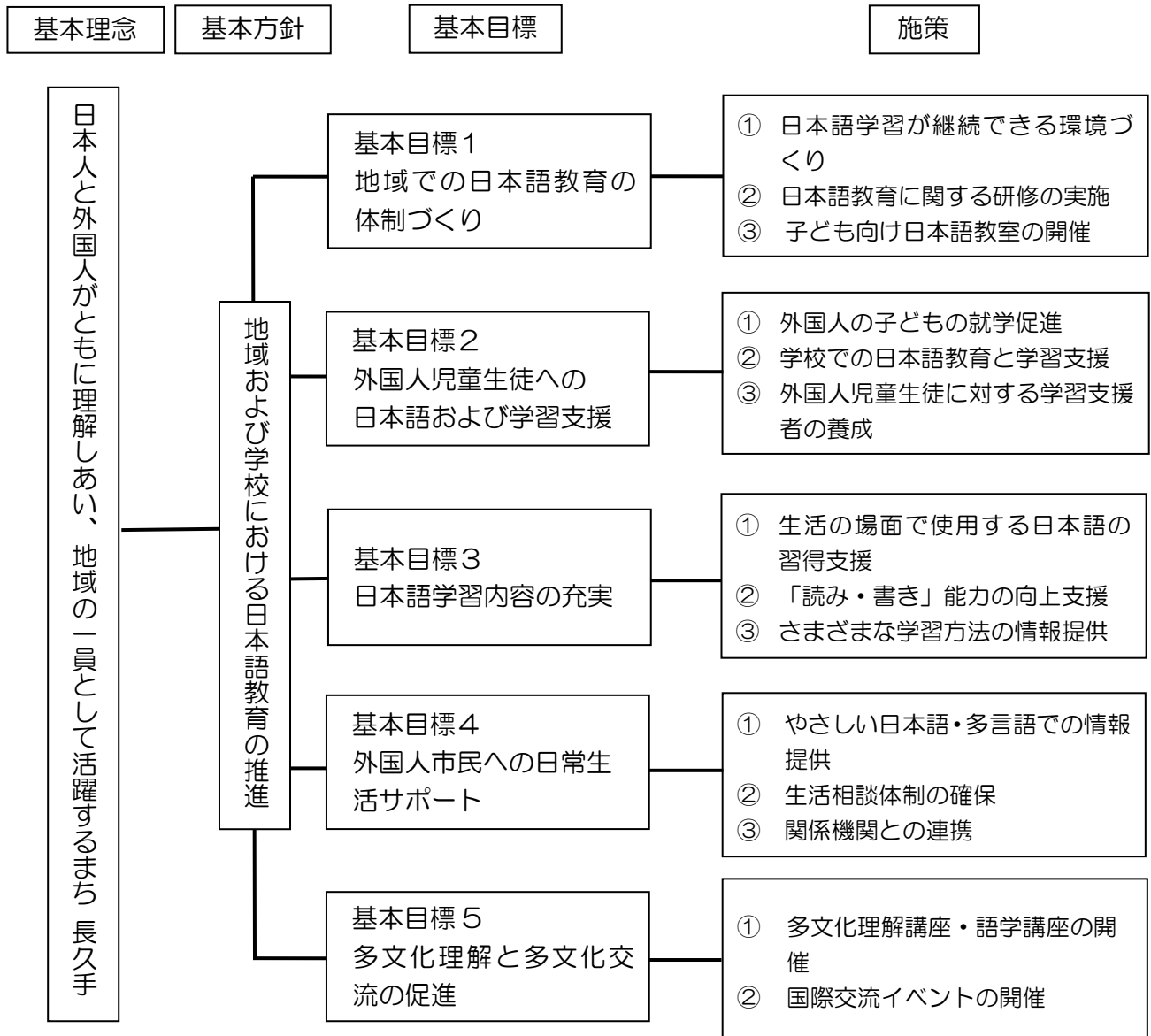
地域の一員として活躍するまち 長久手」

2 基本方針とプランの体系、施策計画の考え方

2-1 基本方針とプランの体系

本プランの基本方針は、「地域および学校における日本語教育の推進」とし、日本語教育の体制づくりや日本語の学習支援を中心とした基本目標と施策に取り組みます。

その他にも、多文化共生の基本理念に関連した日常生活の支援や、互いの文化的背景の理解につながる施策にも取り組みます。



2-2 施策計画の考え方

各施策について、今後3年間の計画を示しています。すでに実施している、または実施に向けて動いている施策については「実施」としています。また、外国人市民が参加する新規施策については、新型コロナウイルスの影響により、今後の外国人市民の状況が非常に不明確であることから、一律3年目に実施とし、それまでの期間は準備期間とします。ただし、外国人市民の状況の見込みがたてば、前倒して施策を実施していきます。

3 現状の課題と施策

3-1 基本目標1 地域での日本語教育の体制づくり

(1) 課題

長久手市での日本語教育の担い手として、現在、長久手市国際交流協会が2つの日本語教室を運営しています。増え続ける外国人市民に向けて、今後も生活者としての日本語教育を継続的に行う環境づくりが必要です。

日本語教室の課題は、教室を開催する会場の確保ができず、安定した年間プログラムを組み立てることができないということがあります。また、外国人市民向けアンケート調査からは、日本語教室の場所がわからない、時間が合わないという理由で日本語を学べていない外国人市民がいることがわかっています。

また、現在、長久手市国際交流協会が運営する日本語教室では、子ども向けの教室がありません。そのため、大人向けの教室に通う学習者の中には子どもと一緒に来る人もいますが、大人と子どもではその対応の仕方が異なるため、子どもに対しての日本語学習支援が行えていない現状があります。さらに、日本語教育だけでなく、母語教育についても子どものアイデンティティの確立や親子の円滑なコミュニケーションを図るために重要です。

こうしたことから、外国人市民の増加に伴い、今後増え続けると予測される子どもたちに対応できるような体制をつくる必要があります。

(2) 目指す方向

日本語教育の体制づくりは、市の事業として、外国人市民に対して生活者としての日本語教育を継続的に展開することを目的に実施します。



ウェルカムにほんご教室



にほんごで話そう！ながくてクラス

【国際交流協会運営の日本語教室】

事業名	日時	開催場所	内容
ウェルカムにほんご教室	土曜日(月3~4回) 10:00~11:30	長久手市役所 西庁舎公民館 など	レベル別クラスでの日本語教育と、学習者間の交流活動を実施
にほんごで話そう！ ながくてクラス	木曜日(月3~4回) 9:45~11:30	西小校区共生 ステーション など	マンツーマンによる日本語会話の授業と、多文化理解の授業を実施

(3) 施策

項目	内容			主体
① 日本語学習が継続できる環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> 定期的かつ長期的に日本語教室が開催できる会場を確保します。 継続的に外国人市民が学習できるよう、教室の開催日や時間帯などニーズを把握し、対応します。 			<ul style="list-style-type: none"> 市 国際交流協会 市民
計 画	2021(令和3)年度 準備	2022(令和4)年度 実施	2023(令和5)年度	
② 日本語教育に関する研修の実施	<ul style="list-style-type: none"> 地域の日本語教育について学ぶ研修を愛知県立大学と合同で実施し、支援者のスキルアップを行います。 新たな支援者の発掘や育成に向けた講座などを実施し、支援者を増やす取組を行います。 			<ul style="list-style-type: none"> 市 国際交流協会
計 画	2021(令和3)年度	2022(令和4)年度 実施	2023(令和5)年度	
③ 子ども*2 向け日本語教室の開催	<ul style="list-style-type: none"> 地域のニーズを把握し、子ども向けの日本語教室を検討し、開催します。 			<ul style="list-style-type: none"> 市 国際交流協会
計 画	2021(令和3)年度	2022(令和4)年度 準備	2023(令和5)年度 実施	

*2「子ども」とは、就学前および学齢期の子どもを示しています。

3-2 基本目標2 外国人児童生徒への日本語および学習支援

(1) 課題

長久手市では外国人の子どもが増加しており、外国人向けアンケート調査では0歳から5歳、または6歳から15歳の子どもがいると答えた人の割合が、どちらも約2割となっています。6歳から15歳の子どもがいると答えた人のうち3割の人が、子どもが日本の小・中学校に通っていないと回答しています。

また、2020（令和2）年7月には、文部科学省から「外国人の子供の就学促進及び就学状況の把握等に関する指針」が示され、外国人に配慮した言語での就学案内の徹底、行政機関や関係機関と連携した就学状況の把握などについて言及されています。




こうしたことから、今後、新たに長久手市に転入し、日本の学校に通う子どもをスムーズに受け入れる体制づくりや、どの学校にも通っていない、いわゆる不就学の子どもがどの程度いるのかを把握していくことが必要です。

学校に通う外国人児童生徒やその保護者についても、学校の教員と日本語でのコミュニケーションがうまく取れないといったこともあり、基本的なコミュニケーション上の課題に対応する必要があります。

(2) 目指す方向

学校での子どもの学習支援・日本語教育について基本的な取組を導入し、今後の外国人の子どもの受け入れに対応できる状態を目指します。

(3) 施策

項目		内容			主体
① 外国人の子どもの就学促進		<ul style="list-style-type: none"> 外国人の子どもが就学する際に、学校についての情報提供や就学に向けた支援が行えるよう、行政機関での情報共有および愛知県国際交流協会をはじめとする関係機関との連携を図ります。 			<ul style="list-style-type: none"> 市 教育委員会 国際交流協会
計 画	2021（令和3）年度	2022（令和4）年度	2023（令和5）年度		
	実施				
② 学校での日本語教育と学習支援		<ul style="list-style-type: none"> 日本語指導が必要な外国人児童生徒に対応するため、市担当課、国際交流協会、市教育委員会との連携を図ります。 日本語の初期指導内容について検討します。 			
計 画	2021（令和3）年度	2022（令和4）年度	2023（令和5）年度		
	実施				
③ 外国人児童生徒に対する学習支援者の養成		<ul style="list-style-type: none"> 学校での学習支援や日本語教育に対応する学習支援者の養成を行います。 			
計 画	2021（令和3）年度	2022（令和4）年度	2023（令和5）年度		
	準備	実施			

3-3 基本目標3 日本語学習内容の充実

(1) 課題




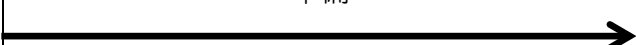
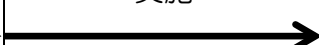
外国人市民向けアンケート調査結果から、長久手市の外国人市民は「聞く・話す」の能力が高く、「読み・書き」が苦手な傾向にあります。また公共施設で日本語を上手に話せず困っている外国人市民も多く、生活の場面で必要な日本語の教育が必要になっています。

また、外国人市民は日本語をアプリやテレビ・ラジオ等のさまざまな方法で学習しているため、学習方法に合わせた教材の提供について検討する必要があります。

(2) 目指す方向

現状の課題を反映させた学習内容を日本語教育に組み込み、ニーズに合わせた日本語教育を展開します。

(3) 施策

項目		内容			主体
計 画	① 生活の場面で使用する日本語の習得支援	<ul style="list-style-type: none"> 銀行、病院、郵便局など生活の場面で使用する日本語の表現や単語について、学習内容に組み込みます。 			<ul style="list-style-type: none"> 市 国際交流協会
		2021（令和3）年度	2022（令和4）年度	2023（令和5）年度	
実施 					
計 画	② 「読み・書き」能力の向上支援	<ul style="list-style-type: none"> 日本語教室において「読み・書き」を中心とした読解やアウトプット形式の学習を行います。 			
		2021（令和3）年度	2022（令和4）年度	2023（令和5）年度	
		準備 		実施 	
計 画	③ さまざまな学習方法の情報提供	<ul style="list-style-type: none"> 外国人市民が個人での日本語学習に活用可能な教材（アプリや教科書など）について情報を提供します。 			
		2021（令和3）年度	2022（令和4）年度	2023（令和5）年度	
		準備 		実施 	

3-4 基本目標4 外国人市民への日常生活サポート

(1) 課題

外国人市民の中には、日本語でのコミュニケーションがうまく取れない人もいます。そうした人が、日本において生活に必要な情報を収集することは容易ではないため、情報を収集しやすくするための施策が求められます。また、日本人向けアンケート調査から、共生社会を実現するためには外国人市民に対して、生活のルールや日本の文化の周知を行うべきという回答が多くありました。すべての市民がともに生活していくためには、そのような情報の周知が必要という認識が広がっています。

さらに、市内には外国人高齢者も在住しており、今後、福祉分野でのサポートについても考え、情報を発信していく必要があります。

その他にも、防災、防犯、交通安全、医療など、さまざまな分野での困りごとがあるため、市内問わず、各種相談機関と連携することも大切です。

(2) 目指す方向

やさしい日本語や多言語での情報提供や、転入時やりニモテラス公益施設*3などの公共施設における情報発信および日常生活サポートにより、外国人市民が情報を入手しやすくする環境を整備します。

(3) 施策

項目		内容			主体
① やさしい日本語・多言語での情報提供		<ul style="list-style-type: none"> ・ホームページの多言語化など、日本語能力が十分でない外国人市民に対して、生活に必要な情報を提供するための施策に取り組みます。 			
計 画	2021（令和3）年度	2022（令和4）年度	2023（令和5）年度	実施	
	→				
② 生活相談体制の確保		<ul style="list-style-type: none"> ・転入時、生活に必要な情報を外国人市民に提供できるよう市担当課と国際交流協会と連携を図ります。 ・リリモテラス公益施設をはじめとする公共施設において、外国人市民に対する情報発信や日常生活サポートの実施に向けて取り組みます。 			<ul style="list-style-type: none"> ・市 ・国際交流協会
計 画	2021（令和3）年度	2022（令和4）年度	2023（令和5）年度	実施	
	→				
③ 関係機関との連携		<ul style="list-style-type: none"> ・問題解決に向けて迅速な対応ができるように、愛知県国際交流協会や出入国在留管理局といった各種関係機関と連携を図ります。 			<ul style="list-style-type: none"> ・市
計 画	2021（令和3）年度	2022（令和4）年度	2023（令和5）年度	実施	
	→				

*3 リリモテラス公益施設

リリモ長久手古戦場駅前に新しく建設予定の「大学連携」「観光交流」「多文化共生」「子育て支援」をテーマとした交流拠点施設。2021（令和3）年6月オープン予定。

～コラム リリモテラス公益施設で期待されること～

2022（令和4）年に愛・地球博記念公園内にジブリパークが開園する予定となっています。今後、リリモテラス公益施設では、長久手市観光交流協会による観光案内所が設置されるため、外国人観光客がリリモテラス公益施設に訪れることが想定されます。この施設では、国際交流協会が在住外国人の日常生活サポートを行う予定ですが、協会員の中には、長年、長久手市に住む外国人も在籍しているため、観光交流協会と国際交流協会が連携し、外国人の協会員によって、訪れる外国人観光客に長久手市の魅力を伝えるといった「外国人市民の活躍の場」といった側面も期待されています。

3-5 基本目標 5 多文化理解と多文化交流の促進

(1) 課題

外国人市民向けアンケート調査結果から、地域の活動には参加したことはないが、地域の人と交流したいと思っている意見が多くありました。日本人市民向けアンケート結果からも、外国人市民と関わりたい場面として、日常的なあいさつだけでなく、自治会の清掃やお祭りなどが挙げられ、地域の活動、外国の文化や言葉に触れる活動を望む声が3割以上占めています。このことから、日本人市民と外国人市民がお互いに交流できる場の提供が求められています。

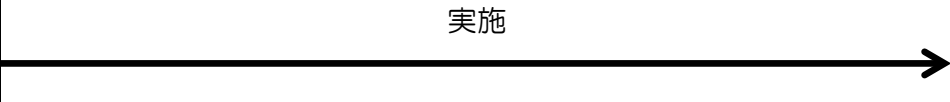
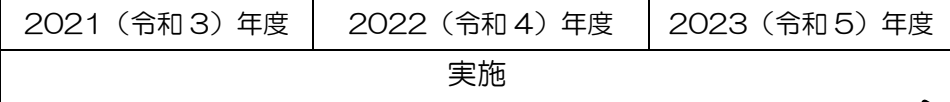
日本語教育を推進することは、外国人市民がより日本の文化や言葉を理解することにつながりますが、同様に日本人市民が外国人市民各自が持つ文化的背景を理解することも多文化共生のまちづくりにとっては重要です。

また、外国人市民が地域の一員として活躍できるまちを実現するため、日本人が外国人向けに施策や事業を実施するだけでなく、外国人市民も企画・運営などに関わるような仕組みや機会を作ることも必要です。

(2) 目指す方向

講座やイベントを通して長久手市に住む日本人と外国人の市民がお互いを理解し、活躍できるまちをめざした取組を実施します。

(3) 施策

項目		内容			主体
① 多文化理解講座・語学講座の開催		<ul style="list-style-type: none"> 日本人市民が外国の文化や習慣を学べる多文化理解の講座や、外国人の講師を招いた語学講座を開催します。 			<ul style="list-style-type: none"> 国際交流協会 市民
計 画	2021（令和3）年度	2022（令和4）年度	2023（令和5）年度		
	実施				
② 国際交流イベントの開催		<ul style="list-style-type: none"> 日本人市民と外国人市民がともに主体となって運営し、交流の場を創出する国際交流イベントを開催します。 			<ul style="list-style-type: none"> 国際交流協会 市民
計 画	2021（令和3）年度	2022（令和4）年度	2023（令和5）年度		
	実施				

第3章 計画の位置づけ

1 行政計画との関連

多文化共生は、第6次長久手市総合計画において、誰もが活躍できる地域づくりの主要事業として位置づけられています。また、第2期長久手市まち・ひと・しごと総合戦略では、多文化共生は市民が支え合うコミュニティづくり事業の一つとなっており、国籍や文化に関係なく、誰もが支え合い活躍できる共生社会を目指しています。

2 計画期間

本プランは3年間の計画です。計画期間終了時には、事業の見直しと改定を行い、本市の課題に対応したプランに修正します。

2021 (令和3)年	2022 (令和4)年	2023 (令和5)年	2024 (令和6)年
計 画 期 間			改 定
			

第4章 資料編

1 長久手市多文化共生に関するアンケート調査結果（概要）

I 調査の概要

1 調査の目的

本調査は、日本人・外国人市民の市民意識、日常生活での困りごと、国際交流、多文化共生についての実態を把握し、「長久手市多文化共生推進基本計画」策定の基礎資料を得ることを目的に実施しました。結果は「多文化共生に関するアンケート調査 調査結果報告書」として、市のホームページにて公開しています。



長久手市多文化共生に関するアンケート
調査結果（長久手市ホームページ）
アクセス用 QR コード

2 調査の方法

『長久手市多文化共生に関するアンケート調査』

- (1) 調査対象者：長久手市内にお住まいの18歳以上の日本人市民1,000人（無作為抽出）および18歳以上の全外国人市民
- (2) 調査方法：郵送配布・郵送回収、WEB回答
- (3) 調査期間：2019（令和元）年12月13日～2020（令和2）年1月6日
- (4) 回収結果

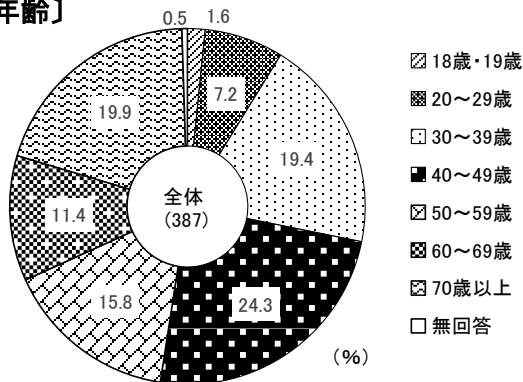
配布数	有効回答数	有効回答率
日本人市民 998件	387件（内Web回答59件）	38.8%
外国人市民 1,004件	171件（内Web回答53件）	17.0%

(注)宛先不明で戻ってきた人（日本人市民2人、外国人市民22人）は配布数から除いています。

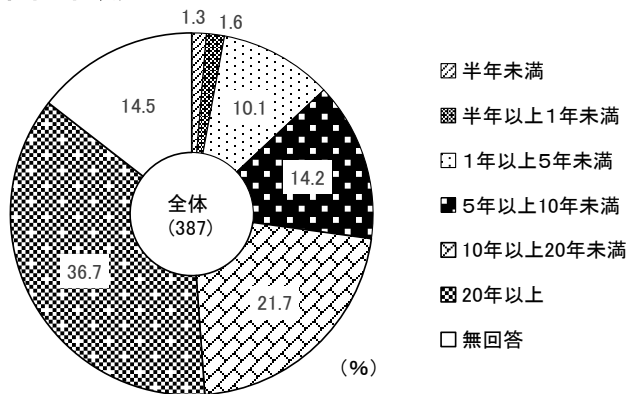
Ⅱ アンケート調査結果

1 日本人市民アンケート 回答者属性

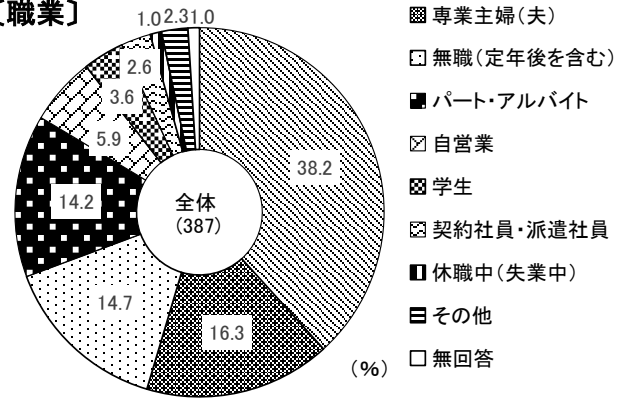
〔年齢〕



〔居住年数〕



〔職業〕



外国人市民との関わりについて

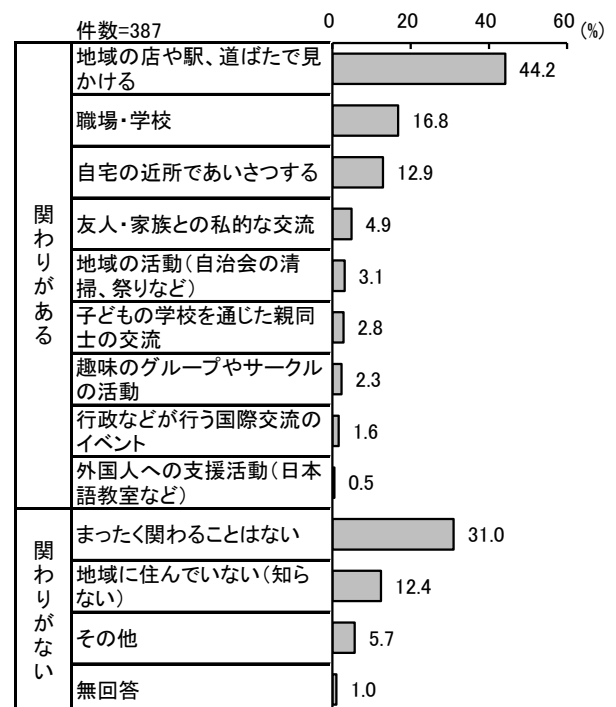
質問5 お住まいの地域で、日ごろ外国人と関わるのはどのような場面ですか？

地域で外国人と関わる場面は、「地域の店や駅、道ばたで見かける」が44.2%で最も高くなっています。その他の関わりがある場面では、「職場・学校」が16.8%、「自宅の近所であいさつをする」が12.9%となっており、外国人と日常的に関わる機会が多くなっています。

「まったく関わることはない」は31.0%となっています。

ポイント

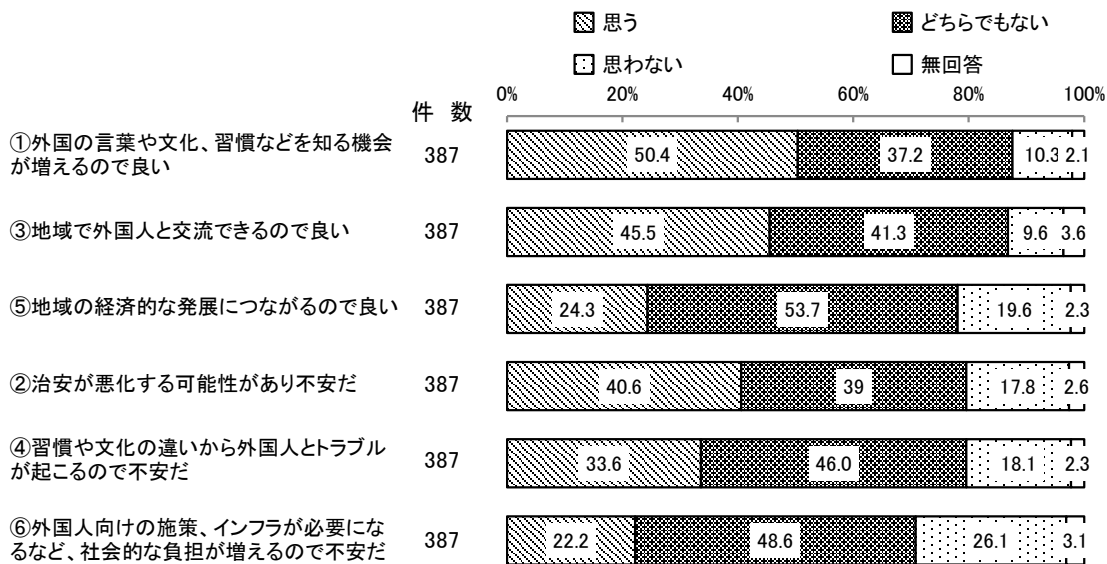
関わることは少ないが、近所や職場、学校で日常的に関わるチャンスはある。



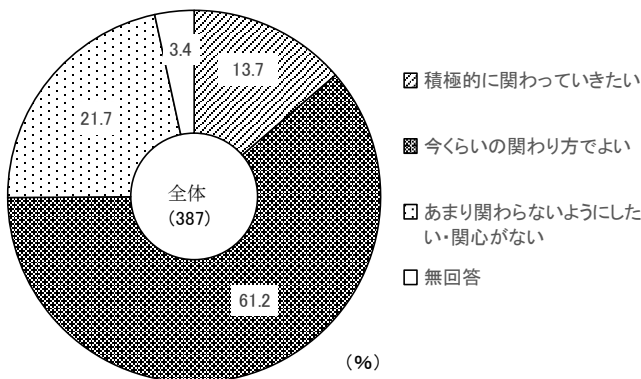
質問7 あなたは、地域に外国人が増えていくことをどう思いますか？

地域に外国人が増えることについては、「①外国の言葉や文化、習慣などを知る機会が増えるので良い」「③地域で外国人と交流できるので良い」は「思う」がそれぞれ 50.4%と 45.5%となっており、肯定的な意見がおよそ半数を占めています。

「②治安が悪化する可能性があり不安だ」「④習慣や文化の違いから外国人とトラブルが起こるので不安だ」は、ともに「思う」が「思わない」を上回っています。「⑤地域の経済的な発展につながるので良い」「⑥外国人向けの施策、インフラが必要になるなど、社会的な負担が増えるので不安だ」は「どちらでもない」がそれぞれ 53.7%と 48.6%で5割近くとなっています。



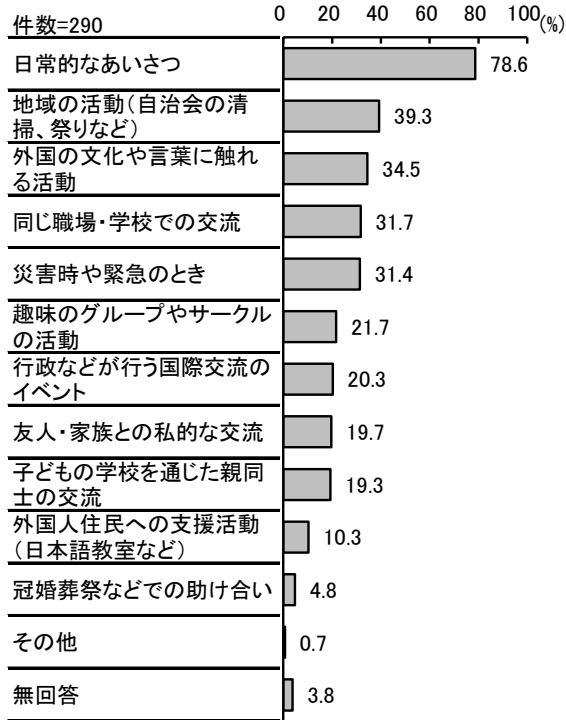
質問12 あなたは、外国人とこれからどのように関わっていきたいですか？



外国人との関わり方は、「積極的に関わっていきたい」が 13.7%、「今くらいの関わり方でよい」が 61.2%となっており、現状の関わり方に肯定的な意見が多くなっています。

質問 13 質問 12 で「積極的に関わっていきたい」または「今くらいの関わり方でよい」と回答した方は、質問 13 をお答え下さい。どのような機会を通して外国人市民と関わりたいですか？

外国人市民と関わる機会は、「日常的なあいさつ」が 78.6%で最も高く、次いで「地域の活動（自治会の清掃、祭りなど）」が 39.3%、「外国の文化や言葉に触れる活動」が 34.5%、「同じ職場・学校での交流」が 31.7%、「災害時や緊急のとき」が 31.4%となっています。



ポイント

あいさつや自治会活動など、日常生活での関わりを考えている日本人市民は多い。

質問 17 あなたは毎日の生活の中で、地域に住む外国人が地域になじみ、彼らと交流・共生していくためには、何が重要だと思いますか。

【“子どもの教育” についての意見より抜粋】

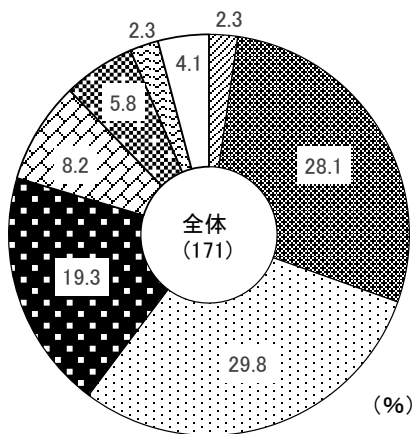
- ・小中学校での言葉の問題。言葉がわからないと会話に入れず、孤立してしまうので、かなりつらいと思う。
- ・外国人の子どもにも教育が一番大事と考えます。彼らに日本の義務教育を受けるように薦めてほしい。日本に来たのなら日本人と同じように進学、就職してほしい。日本にある自国の学校に通うのも否定できないが、親の都合で通えなくなって日本語も話せない、学校にも行ってない子がなくなるように行政がすべての子どもを把握してほしい。

まとめ

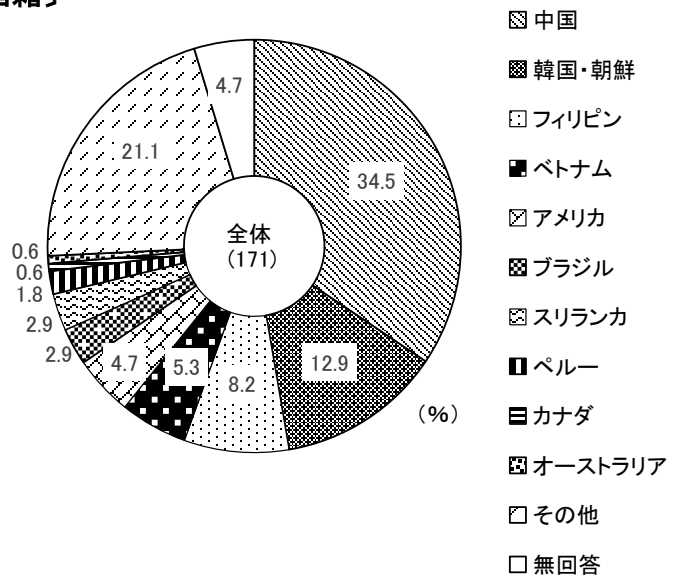
- ・外国人市民との関わりについては、日常的に関わる機会が増えており関わりを深めるべきという意見が多い。
- ・日本人と外国人が安心して暮らすために力を入れるべき取組では、日本語学習の支援、外国人の子どもに対する教育の充実をあげる割合が高く、今後の外国人市民増加に伴い支援が必要になるという認識が広がっている。

2 外国人市民アンケート 回答者属性

〔年齢〕



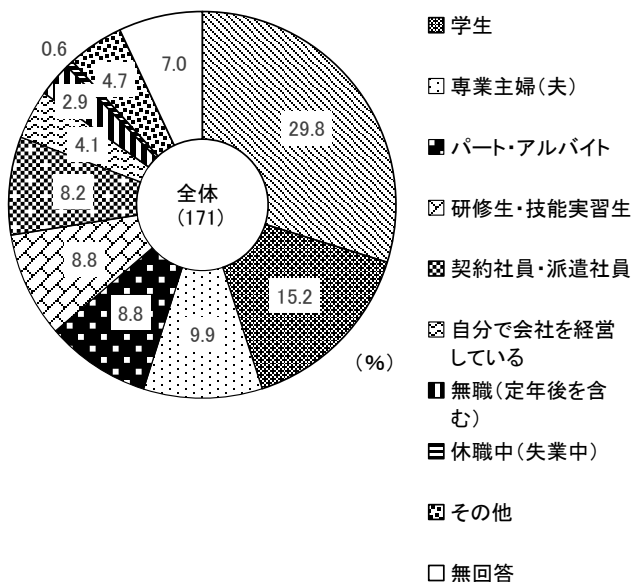
〔国籍〕



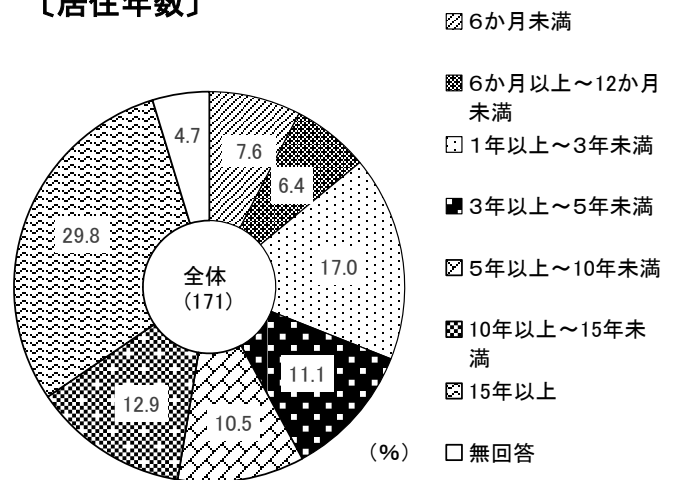
年齢は、「30～39歳」が29.8%で最も高く、次いで「20～29歳」が28.1%、「40～49歳」が19.3%となっています。

国籍は、「中国」が34.5%で最も高く、次いで「韓国・朝鮮」が12.9%となっています。回答者の約60%がアジア圏の国籍となっています。

〔職業〕



〔居住年数〕



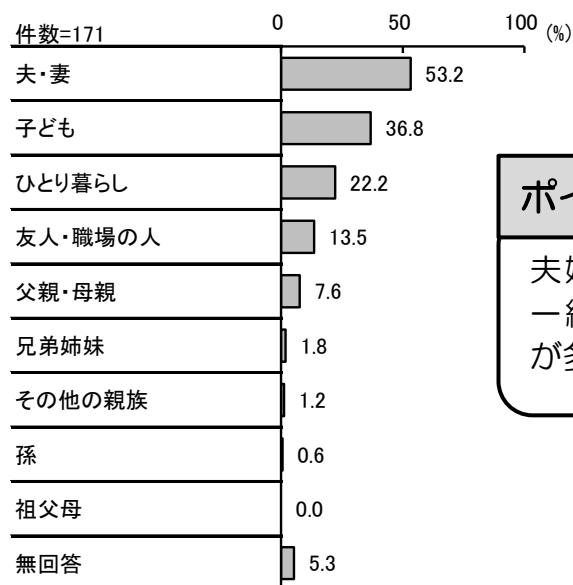
職業は、「会社員」が29.8%で最も高く、次いで「学生」が15.2%となっています。

日本での居住年数は、「15年以上」が29.8%で最も高く、次いで「1年以上3年未満」が17.0%、「10年以上15年未満」が12.9%となっています。

居住家族・生活情報の入手について

質問 28 今、あなたと一緒に住んでいる人はいますか？

同居人は、「夫・妻」が 53.2%で最も高く、次いで「子ども」が 36.8%、「ひとり暮らし」が 22.2%、「友人・職場の人」が 13.5%となっています。

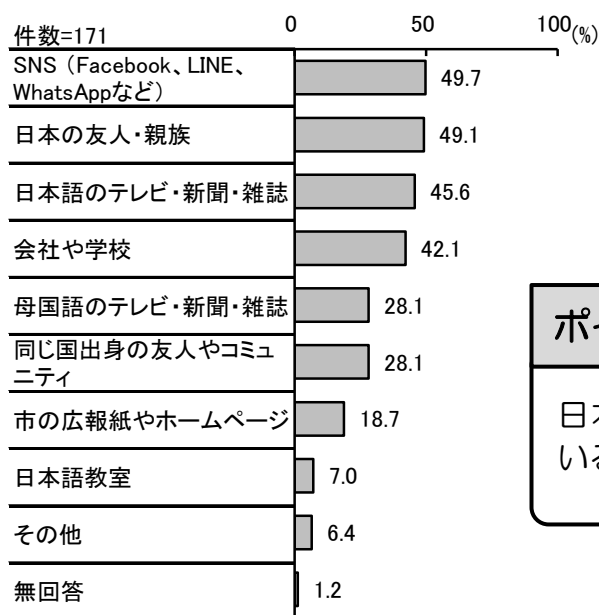


ポイント

夫婦もしくは子どもと一緒に住んでいる割合が多い。

質問 1 あなたは生活に必要な情報を、どうやって知りますか？

生活に必要な情報の入手方法は、「SNS (Facebook、LINE、WhatsApp など)」が 49.7%で最も高くなっています。次いで「日本の友人・親族」が 49.1%、「日本語のテレビ・新聞・雑誌」が 45.6%、「会社や学校」が 42.1%と高くなっており、生活の身近なところからの情報入手が多くなっています。



注目!

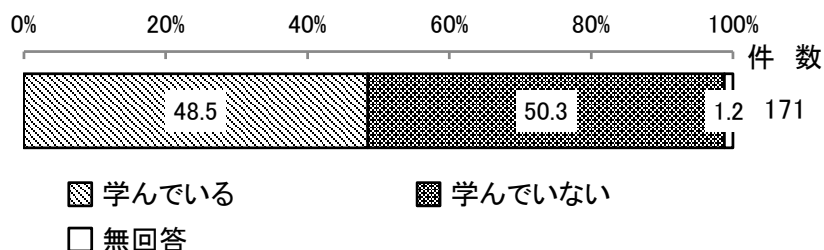
ポイント

日本語で情報収集を行っている可能性がある。

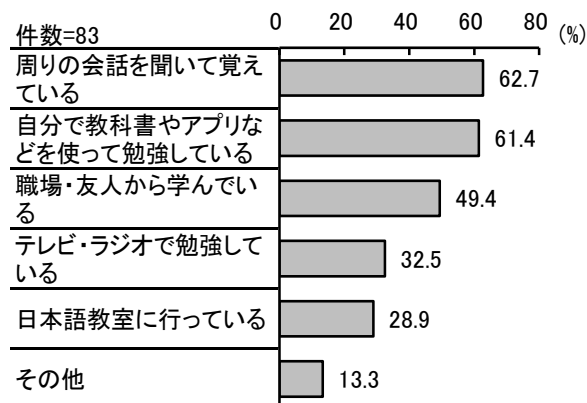
外国人市民の日本語学習の現状

質問4 今、日本語を学んでいますか？

日本語の学習状況は「学んでいる」が48.5%、「学んでいない」が50.3%となっています。性別でみると、「学んでいる」は男性が51.3%、女性が48.3%となっています。

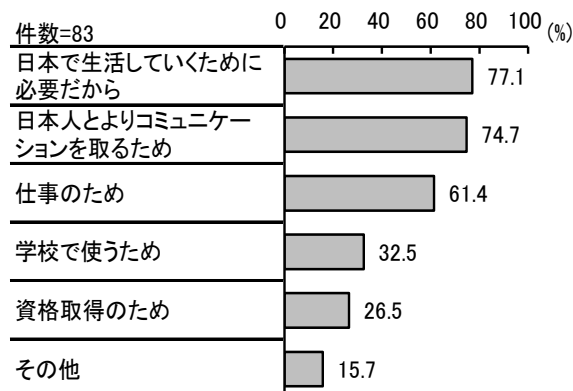


質問5 今、日本語を学んでいる人は教えてください。どうやって日本語を学んでいますか？



日本語を学ぶ方法は、「周りの会話を聞いて覚えている」が62.7%で最も高く、次いで「自分で教科書やアプリなどを使って勉強している」が61.4%、「職場・友人から学んでいる」が49.4%となっています。

質問6 今、日本語を学んでいる人は教えてください。何のために日本語を学んでいますか？



日本語を学ぶ理由は、「日本で生活していくために必要だから」が77.1%で最も高く、次いで「日本人とよりコミュニケーションを取るため」が74.7%、「仕事のため」が61.4%となっています。

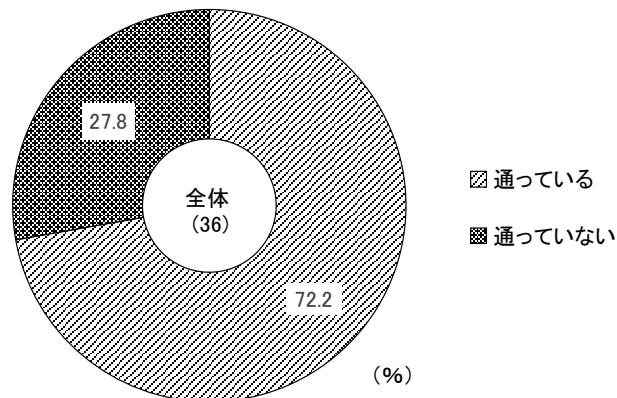
外国人市民の子ども・地域での生活について

質問 16 6歳から15歳までの子どもがいる人は教えてください。あなたの子どもは日本の小学校・中学校に通っていますか？

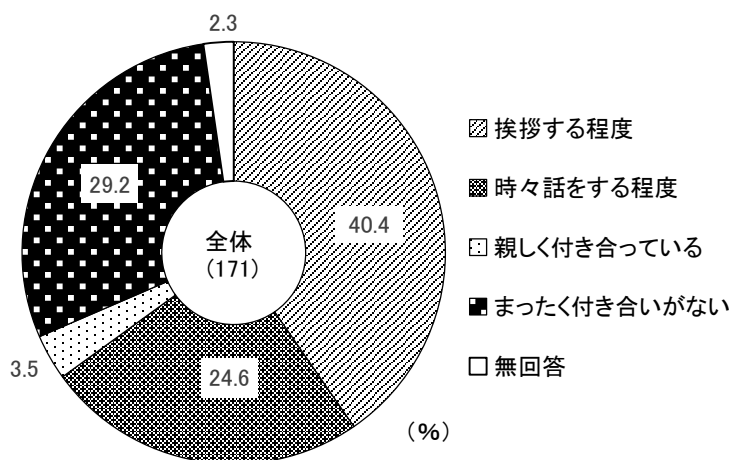
6歳から15歳までの子どもの日本の小学校・中学校への通学状況は、「通っている」が72.2%、「通っていない」が27.8%となっています。

ポイント

日本の小学校・中学校に通っていない子どもが3割近くいる。
なかには、“日本語がわからない”、“日本の学校生活になじめない”といった理由で通っていない子どもがいる。



質問 19 あなたは周りに住んでいる地域の人とどのくらい付き合いがありますか？

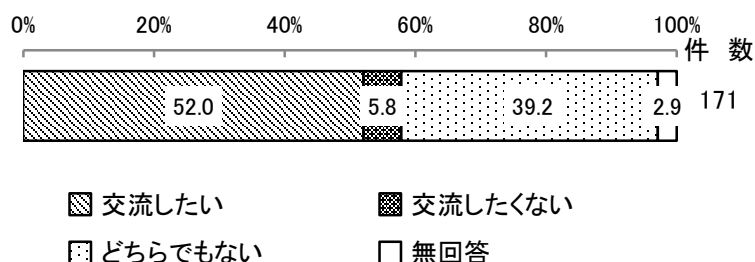


地域の人との付き合いは、「挨拶する程度」が40.4%、「時々話をする程度」が24.6%、「親しく付き合っている」が3.5%となっており、約7割の外国人が地域の人との付き合いがある状況になっています。

「まったく付き合いがない」は29.2%となっています。

質問 20 あなたは、もっと地域の人と交流したいですか？

地域の人との交流は、「交流したい」が52.0%、「交流したくない」が5.8%となっています。性別で見ると、「交流したい」は男性が56.6%、女性が46.0%となっています。



質問 21 あなたは毎日の生活の中で、地域になじみ、みんなで交流・共生をしていくには、何が必要だと思いますか。（外国人に必要なこと、地域の人に必要なこと、市に必要なこと、会社や学校に必要なことなど、自由に書いてください。）

【意見より抜粋】

- いつも学校で他の親御さんとコミュニケーションをとるようにしています。そうすれば、困ったことがあった時にいつでも気軽に聞ける友達が増えます。

まとめ

- 日本語の学習方法として、日本語教室へ通っている外国人市民が少ないため、日本語教室の時間帯や開催日について検討する必要がある。
- 生活の場面（特に病院、役所、銀行などの窓口）での日本語コミュニケーションに困った経験がある市民が多いことから、公共の場でのコミュニケーション支援が必要とされている。
- 未就学児の子どもがいる保護者が自分の子どもに対して、日本語以外の言語で話すと回答した割合が多いため、将来的に日本語教育が必要になる可能性がある。
- 学校において、他の保護者とコミュニケーションをとる重要性に関する意見もあるため、外国人児童生徒の学校適応支援に加えて、保護者への支援についても検討が必要である。

2 関係機関一覧

	機関名・連絡先等	アクセス用 QRコード
1	<p>長久手市役所暮らし文化部たつせがある課</p> <p>住所：〒480-1196 愛知県長久手市岩作城の内 60 番地 1</p> <p>電話番号：0561-56-0641（交流商工係）</p> <p>ホームページ：https://www.city.nagakute.lg.jp</p>	
2	<p>長久手市国際交流協会</p> <p>住所：〒480-1196 愛知県長久手市岩作城の内 60 番地 1</p> <p>（長久手市役所たつせがある課内）</p> <p>電話番号：0561-63-1111</p> <p>ホームページ：https://www.nagakute-nia.jp</p>	
3	<p>公益財団法人 愛知県国際交流協会</p> <p>住所：〒460-0001 名古屋市中区三の丸二丁目6-1</p> <p>愛知県三の丸庁舎内</p> <p>電話番号：052-961-8744</p> <p>ホームページ：http://www2.aia.pref.aichi.jp</p>	
4	<p>名古屋出入国在留管理局</p> <p>住所：〒455-8601 愛知県名古屋市港区正保町 5-18</p> <p>電話番号：052-559-2150</p> <p>ホームページ： <外国人生活支援ポータルサイト> http://www.moj.go.jp/isa/support/portal/index.html <外国人在留支援センター（FRESC/フレスク）> http://www.moj.go.jp/isa/support/fresc/fresc01.html</p>	外国人生活支援 ポータルサイト
		
		FRESC/フレスク
		
5	<p>一般財団法人自治体国際化協会（CLAIR）</p> <p>住所：102-0083 東京都千代田区麹町 1-7</p> <p>電話番号：03-5213-1730</p> <p>ホームページ： <多言語生活情報サイト>http://www.clair.or.jp/tagengo</p>	

3 長久手市多文化共生推進プラン策定委員会委員名簿

	氏名	所属
1	松宮 朝	愛知県立大学
2	小島 祥美	愛知淑徳大学（～8月31日） 東京外国語大学（9月1日～）
3	佐藤 嘉高	日東工業株式会社
4	東松 陽一	愛知県県民文化局県民生活部社会活動推進課 多文化共生推進室
5	楯 史郎 （～11月9日）	愛知県愛知警察署
	細野 耐*4 （11月10日～）	
6	荒川 ひとみ	長久手市教育委員会
7	木俣 文雄	長久手市国際交流協会
8	谷中 絹代	長久手市国際交流協会
9	苅谷 太佳子	長久手市国際交流協会 愛知県立大学
10	横田 純子	公募委員

*4 所属団体の人事異動による。

4 長久手市多文化共生推進プラン策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 長久手市内における多文化共生社会を推進することを目的とした「長久手市多文化共生推進プラン」を策定する専門機関として、長久手市多文化共生推進プラン策定委員会(以下、「委員会」という。)を置く。

(所掌)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 長久手市多文化共生推進プラン策定に関すること
- (2) 多文化共生社会を推進するために必要なこと

(委員)

第3条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市内企業担当者
- (3) 地域活動団体担当者
- (4) 公募による者
- (5) 行政関係者
- (6) その他、市長が必要と認める者

(組織)

第4条 委員会は、委員10名以内で組織する。

2 委員会には委員長及び副委員長を置き、委員の互選によって決める。

3 委員長は、会務を総理する。

4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は委嘱の日から当該年度の3月31日までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、議長となる。

2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

(報告及び提言)

第7条 委員会は、検討した事項について、市長に報告及び提言する。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、くらし文化部たつせがある課が行う。

(廃止)

第9条 委員会は、長久手市多文化共生推進プランの策定をもって廃止する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は委員長が定める。

附 則

この要綱は、令和2年5月1日から施行する。

長久手市多文化共生推進プラン

発行年月：2021年2月

編集・発行：長久手市暮らし文化部たつせがある課

〒480-1196

愛知県長久手市岩作城の内 60 番地 1

電話：0561-56-0641（交流商工係）

FAX：0561-63-2100